

令和6年度北海道大学大学院公共政策学教育部

入学者試験〈専門科目試験問題〉

試験科目：政治学

---

以下の問いに答えなさい。

問題1. 次の3つの語句のうち2つを選び、できるだけ詳しく説明しなさい。なお解答に際しては、選択した語句の番号を冒頭に記したうえで、解答を記入すること。

- ① 国家の統治能力 (state capacity)
- ② 分割政府 (divided government)
- ③ 政治の分極化 (political polarization)

(50点)

問題2. 近年の日本では、高度経済成長期以降に集中的に整備された公共施設やインフラの老朽化が進み、自治体にはそうした状況への対応が求められている。現在の日本の自治体が置かれている状況を踏まえ、とるべき老朽化対策について多面的に論じなさい。

(50点)

# 令和6年度北海道大学大学院公共政策学教育部

## 入学者試験〈専門科目試験問題〉

### 試験科目：行政法

---

第1問 「法律の留保の原則」について、その内容及び関連する学説を説明した上で、具体的な行政活動の例を挙げつつ、その適用範囲を論じなさい。

(40点)

第2問 Y市に居住するXは、長年、同市において個人で飲食店を経営していたが、徐々に同店の経営状況が悪化し、閉店を余儀なくされることとなった。Xは、新たな就職先を探すため就職活動を行っていたが、高齢であることなどを理由に、就職先を見つけることができずにいた。身寄りのないXは、この間、自身の貯金を切り崩して生活を行っていたが、貯金の残額が尽きてきたため、令和5年5月1日に、Y市の福祉事務所を訪ね、生活保護の申請を行った。しかし、同年6月に入っても、Y市から、当該申請に係る応答がなされることはなかった。このとき、Xのとりうる裁判外及び裁判上の救済方法について、論じなさい。

(60点)

【参照条文】生活保護法（昭和25年法律第144号）

#### 第1条（この法律の目的）

この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

#### 第3条（最低生活）

この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。

#### 第4条（保護の補足性）

- 1 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。
- 2 民法(明治29年法律第89号)に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。
- 3 前二項の規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない。

#### 第7条（申請保護の原則）

保護は、要保護者、その扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基いて開始するものとする。但し、要保護者が急迫した状況にあるときは、保護の申請がなくても、必要な保護を行うことができる。

# 令和6年度北海道大学大学院公共政策学教育部

## 入学者試験〈専門科目試験問題〉

### 第8条（基準及び程度の原則）

- 1 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。
- 2 前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。

### 第19条（実施機関）

1 都道府県知事、市長及び社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）を管理する町村長は、次に掲げる者に対して、この法律の定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならない。

- 一 その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者
- 二 居住地がないか、又は明らかでない要保護者であつて、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有するもの

2 居住地が明らかである要保護者であつても、その者が急迫した状況にあるときは、その急迫した事由が止むまでは、その者に対する保護は、前項の規定にかかわらず、その者の現在地を所管する福祉事務所を管理する都道府県知事又は市町村長が行うものとする。

3 （略）

4 前三項の規定により保護を行うべき者（以下「保護の実施機関」という。）は、保護の決定及び実施に関する事務の全部又は一部を、その管理に属する行政庁に限り、委任することができる。

5～7 （略）

### 第24条（申請による保護の開始及び変更）

1 保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならない。ただし、当該申請書を作成することができない特別の事情があるときは、この限りでない。

- 一 要保護者の氏名及び住所又は居所
- 二 申請者が要保護者と異なるときは、申請者の氏名及び住所又は居所並びに要保護者との関係
- 三 保護を受けようとする理由
- 四 要保護者の資産及び収入の状況（生業若しくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶助の状況を含む。以下同じ。）
- 五 その他要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な事項として厚生労働省令で定める事項

2 （略）

3 保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならない。

# 令和6年度北海道大学大学院公共政策学教育部

## 入学者試験〈専門科目試験問題〉

- 4 前項の書面には、決定の理由を付さなければならない。
- 5 第3項の通知は、申請のあつた日から14日以内にしなければならない。ただし、扶養義務者の資産及び収入の状況の調査に日時を要する場合その他特別な理由がある場合には、これを30日まで延ばすことができる。
- 6 保護の実施機関は、前項ただし書の規定により同項本文に規定する期間内に第3項の通知をしなかつたときは、同項の書面にその理由を明示しなければならない。
- 7 保護の申請をしてから30日以内に第3項の通知がないときは、申請者は、保護の実施機関が申請を却下したものとみなすことができる。
- 8～10 (略)

### 第64条(審査庁)

第19条第4項の規定により市町村長が保護の決定及び実施に関する事務の全部又は一部をその管理に属する行政庁に委任した場合における当該事務に関する処分並びに第55条の4第2項(第55条の5第2項において準用する場合を含む。第66条第1項において同じ。)の規定により市町村長が就労自立給付金又は進学準備給付金の支給に関する事務の全部又は一部をその管理に属する行政庁に委任した場合における当該事務に関する処分についての審査請求は、都道府県知事に対してするものとする。

### 第66条(再審査請求)

1 市町村長がした保護の決定及び実施に関する処分若しくは第19条第4項の規定による委任に基づいて行政庁がした処分に係る審査請求についての都道府県知事の裁決又は市町村長がした就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する処分若しくは第55条の4第2項の規定による委任に基づいて行政庁がした処分に係る審査請求についての都道府県知事の裁決に不服がある者は、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができる。

2 前条第1項(各号を除く。)の規定は、再審査請求の裁決について準用する。この場合において、同項中「当該審査請求」とあるのは「当該再審査請求」と、「第23条」とあるのは「第66条第1項において読み替えて準用する同法第23条」と、「次の各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該各号に定める期間内」とあるのは「70日以内」と読み替えるものとする。

### 第69条(審査請求と訴訟との関係)

この法律の規定に基づき保護の実施機関又は支給機関がした処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ、提起することができない。

以 上